ト　平成二十一年九月一日から平成二十六年十月三十一日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであり、平成二十六年改正告示前の（平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が一・二七m^{-1}を超えないものを含む。）

チ　平成二十二年九月一日から平成二十六年三月三十一日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであり、平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度が三十パーセントを超えないもの（平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が一・〇一m^{-1}を超えないものを含む。）

リ　平成二十五年四月一日から平成二十八年八月三十一日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであり、平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの（平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないものを含む。）

ヌ　平成二十五年十一月一日から平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたものであり、平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの（平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないものを含む。）

ル　平成二十六年四月一日から平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであり、平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの（平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないものを含む。）

ヲ　平成二十六年十一月一日から平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであり、平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの（平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないものを含む。）

ワ　平成二十七年九月一日から平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであり、平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度が二十パーセントを超えないもの（平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないものを含む。）

カ　平成二十八年九月一日以降に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであり、かつ、光吸収係数が〇・五〇m^{-1}を超えないもの

ヨ　平成二十九年九月一日以降に製作された定格出力が19kW以上130kW未満である原動機を備えたものであり、かつ、光吸収係数が〇・五〇m^{-1}を超えないもの」

に

改め、同条第八十五項中「第一項の表第四号のイ」を「第一項の表の第五号イ」に改め、同条第八十六項中「第一項の表第四号ロ」を「第一項の表の第五号ロ」に改め、同条第八十八項中「第一項の表第四号のイ」を「第一項の表の第五号イ」に改め、同条第八十九項中「第一項の表第四号のロ」を「第一項の表の第五号ロ」に改め、同条第九十項から第九十九項までの規定中「第一項の表第七号」を「第一項の表の第八号」に改め、同条第百項中「細目告示第四十一条第一項第二十号の規定にかかわらず」を「第百四十七項、第百五十五項（第二号に係る部分に限る。）、第百五十七項（第二号に係る部分に限る。）及び第百六十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第四十一条第一項第二十号及び第百十九条第一項第八号」に改め、「新規検査等の際」の下に、「第九十項から第九十九項まで及び次項の規定に加え」を加え、同条第百一項中「細目告示第四十一条第一項第二十一号」を「第百四十八項、第百五十五項（第三号に係る部分に限る。）、第百五十七項（第三号に係る部分に限る。）及び第百六十一項（第三号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第四十一条第一項第十五号」に改め、「にかかわらず」の下に、「、第九十項、第九十二項、第九十四項、第九十六項、第九十八項及び前項の規定に加え」を加え、同条第百十四項及び第百十五項中「第一項の表の第六号」に改め、同条第百十六項中「第一項の表第二号」を「第一項の表の第三号」に改め、同条第百十七項中「第一項の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に、「同条第一項第二十一号」を「同条第一項第十一号」に、「細目告示別添四十六」を「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六」に改め、同条第百十八項中「第一項の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に、「同条第一項第十二号」を「同条第一項第十一号」に、「細目告示別添四十六」を「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六」に改め、同条第百十九項中「第一項の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に、「細目告示別添四十六」を「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六」に、「第四十一条第一項第二十一号イ及び第百九十七条第一項第二号イ」を「第四十一条第一項第二十号及び第百九十七条第一項第二号」に改め、同条第百二十項中「第一項の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に、「細目告示別添四十六」を「第百九十七条第一項第二号」に改め、同条第百三十五項中「第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十二号」を「第四十一条第一項第二十号」に改め、同条第百四十七項中「細目告示第四十一条第一項第二十号の規定にかかわらず」を「第百五十五項（第二号に係る部分に限る。）、第百五十七項（第二号に係る部分に限る。）及び第百六十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず」に、「細目告示第四十一条第一項第二十号及び第百十九条第一項第十一号」を「第百五十六項（第二号に係る部分に限る。）及び第百六十二項（第二号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号」に改め、「新規検査等の際」の下に、「、第百三十七項から第百四十六項まで及び次項の規定に加え」を加え、同条第百四十八項中「第百四十一項から第百四十六項に」を「第百三十七項から第百四十六項までに」に、「細目告示第四十一条第一項第二十一号及び第百十九条第一項第十二号」を「第百五十五項（第三号に係る部分に限る。）、第百五十七項（第三号に係る部分に限る。）、第百五十八